

リスク評価実施要領等の改定に係る事務局案の概要

ACGIH の TLV-Ceiling、日本産業衛生学会の最大許容濃度等（以下「Ceiling 等」という。）の値の化学物質のリスク評価における取扱いに関し、

- ・ 10 月 7 日開催「2019 年度第 4 回化学物質のリスク評価検討会（有害性評価小検討会）」
- ・ 10 月 30 日開催「2019 年度第 2 回化学物質のリスク評価検討会」
- ・ 11 月 18 日開催「2019 年度第 3 回化学物質のリスク評価検討会（ばく露評価小検討会）」

における議論等を踏まえた改定のための事務局案の概要は下表のとおり。

No.	ポイント	改定箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ばく露限界の決定には、TWA 等に加えて <u>Ceiling 等も考慮することを明確化。</u></li> <li>✓ <u>TWA 等と Ceiling 等はいずれか一方に着目すべきものではなく、それぞれ別の軸として並列されるべきものと捉える。</u></li> <li>✓ TWA 等又は Ceiling 等の設定があれば自動的に当該値をばく露限界とするのではなく、当該値の設定理由を精査した上で、当該値が本リスク評価に活用すべきものであることが確認できる場合に採用する。</li> </ul>	<p>○実施要領</p> <p>L.144 : 「ばく露限界がある場合」 → 「ばく露限界の把握」 （L.152 の改定の影響。）</p> <p>L.145-151, 233 : （TWA 等と Ceiling 等の両方が把握の対象であることを明記。）</p> <p>L.152 : 「ばく露限界がない場合」 → 「無毒性量等の把握」 （ばく露限界がある場合でも、参考として無毒性量等の把握は行うため項目名を変更。）</p> <p>○ばく露評価ガイドライン</p> <p>L.825-829 : （TWA が前提となった一連の記述の中での留意事項として記載されている本記述は削除。）</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>Ceiling 等に基づくばく露限界に対</b></li> </ul>	<p>○実施要領</p>

	<p>✓</p> <p>応するばく露レベルとしては、<u>TWA 等に対応するばく露レベルを把握するための通常の個人ばく露測定と併行して、作業毎、短時間の捕集による個人ばく露測定を行い、その最大値を用いる。</u>(ただし、必要に応じて、スポット測定で得られる作業毎のばく露最大値を補完的に用いることを検討する。)</p>	<p>L.61-74：測定方法の記述を具体化 (個人ばく露測定、A 測定、スポット測定の 3 つを明記。)</p> <p>L.203-206： (L.61-74 への追記に伴い、重複箇所を削除。)</p> <p><u>L.212-217</u>： (ばく露限界とばく露レベルの対応関係を記載。)</p> <p>○ばく露評価ガイドライン</p> <p>L.58： (スポット測定を最初から記載)</p> <p><u>L.342-345, 643-644, 694-698, 707-708,</u>： (ばく露限界とばく露レベルの対応関係を記載。)</p> <p>L.368-374： (個人ばく露測定を 2 種類設定することによる修文。)</p> <p>L.389-394： (スポット測定の位置付けを記載。)</p>
3	<p>✓ 各種毒性の区分・定義等について、現場におけるリスクアセスメントの実施用途に特化した GHS のみを根拠とするのは、本リスク評価の枠組では必ずしも妥当とは言えない。</p> <p>✓ 「神経毒性」など、個別に着目すべき毒性がある場合には、適宜採用すればよい。</p>	<p>(実施要領、ばく露評価ガイドラインの記述には影響せず。リスク評価書の構成に影響あり。)</p>

4	<p>✓ <u>MOE は本リスク評価の枠組では特段使用しないことが明らかとなっている。</u></p>	<p>○実施要領</p> <p><b><u>L.251-259, 283-288</u></b> : (関連箇所を削除。)</p> <p>L.242, 247-250, 260, 266, 272 : (上記削除で項が消えることに伴う整形。)</p> <p><b><u>L.300-304</u></b> : (上記削除で参照先が消えることに伴い、発がん作用の閾値が設定できる場合の記述を整形。)</p>
5	<p>✓ <u>現行では何らかの形でばく露限界 (=二次評価値) を設定している。(敢えて二次評価値の設定をせず、「動物実験等から得られた値から推定した値」をもって評価するケースは無い。)</u></p>	<p>○実施要領</p> <p><b><u>L.235-237, 289-291</u></b> : (ばく露限界が把握できない場合を想定した箇所を削除。)</p> <p>L.278, 306, 310 : (上記削除で項が消えることに伴う整形。)</p>
6	<p>✓ <u>実際の事業場の調査により得られるばく露レベルと同等に扱える「ばく露レベルの推定」は事実上困難であることが明らかとなっている。</u></p>	<p>○実施要領</p> <p><b><u>L.218-229</u></b> : (関連箇所を削除。)</p> <p>○ばく露評価ガイドライン</p> <p><b><u>L.583-594, 612, 646-647, 656</u></b> : (関連箇所を削除。)</p>
7	<p>✓ <u>リスク評価の中止等の条件が不明</u></p>	<p>○実施要領</p> <p><b><u>L.243-246</u></b> :</p>

	<p>確。</p>	<p>(報告がない場合などばく露レベルの把握ができない場合の取扱いを追記。)</p> <p>○ばく露評価ガイドライン</p> <p><b><u>L.80-84, 118-121</u></b> :</p> <p>(報告がない場合などばく露レベルの把握ができない場合の取扱いを追記。)</p>
<p>8</p>	<p>✓ <b>調査対象事業場数の表に不連続がある。</b></p>	<p>○ばく露評価ガイドライン</p> <p><b><u>L.193-196, 277-281</u></b> :</p> <p>(調査対象事業場数の算定を数式化。)</p>
<p>9</p>	<p>✓ 文書間で用語の統一感がない。</p> <p>✓ 時点修正その他。</p>	<p>○実施要領</p> <p>L.59, 195-196, 199, 202, 210, 307 : 「作業環境の測定等」 → 「ばく露濃度測定等」 (「ばく露評価ガイドライン」の用語に合わせる。)</p> <p>L.90-91, 93-143 : (「リスク評価の手法」の記載に合わせる。)</p> <p>L.307 : 「ばく露限界値」 → 「ばく露限界」 (定義のある表現に揃える。)</p> <p>○ばく露評価ガイドライン</p> <p>L.53, 55 : (『以下「○○』という。』の記述は初出の箇所に記載。)</p> <p>L.75-76 : (ばく露作業報告の処理は既にシステム化されている。)</p> <p>L.135-137, 204-208, 238-247, 640-641, 702-704, 753-761, 771-772 :</p>

	<p>(これまでに調査手法の改善が図られてきている点を反映。)</p> <p>L.168-171, 262-264, 266-269, 310-312, 699-701 : (参照する文書・URL のアップデートを反映。)</p> <p>L.342, 793, 812 : (誤字・脱字等。)</p> <p><b><u>L.416-421</u></b> : (資料2のラインを反映。)</p> <p>L.549-550, 753-759, 771-772, 840-842, 847-848, 857-862, 868-869848-853, 859-860 : (重複する記述の削除、表現の修正等。)</p>
--	--